

一橋大学 公共政策ワークショップ
「ODA を巡って」

平成 17 年 6 月 28 日
財務省 国際局 開発機関課長
木原 隆司

I, ODA 総論

1、 開発資金とは？ ODA とは？

－政府開発援助（ODA）{①政府や政府機関が行う②途上国の経済開発や福祉の向上を目的とする③途上国に過大な返済負担を生じさせないような条件のもの＝GE比率>25%}

⇒①二国間援助 {贈与（無償資金協力、技術協力）、政府貸付（円借款）} －一般会計（税金）と財政投融资資金を用いて外務省等、JBIC、JICAが実施

②多国間援助（国際機関に対する出資・拠出）－この資金と借入により国際機関が実施
－その他政府資金（JBIC（旧輸銀）の融資・輸出信用等）

－民間資金（民間企業の輸出信用・融資・直接投資・証券投資等）、NGO

2、ODAの実績（G5で2/3⇔対GNI比の高い5カ国は合計でも15%弱）

3、ODA－ネットとグロス（実績：ネット（89億ドル）＝グロス（161億ドル）－円借款の回収金など（73億ドル）、グロス事業予算財源＝一般会計＋財政投融资＋出資国債）

4、ODAの量と質を巡って（対GNI比0.7%目標、援助効果向上のための協調）

5、当面の課題（MDGs、アフリカ支援、資金確保の方策、IFIsの債務削減）

6、MDBs（MDBs活用の利点、国際的援助潮流の創造、債務持続性と融資/グラント）

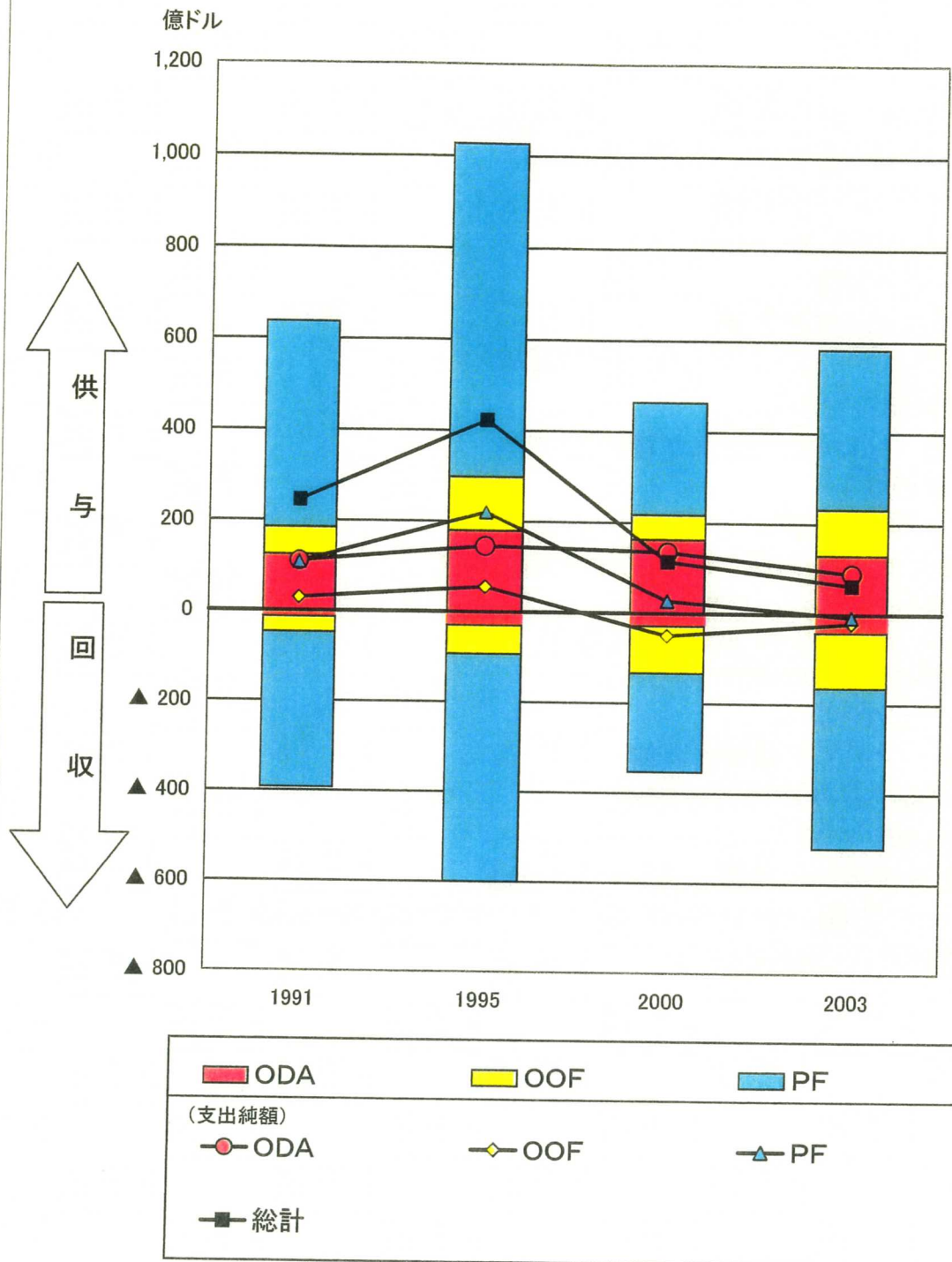
II, 国際公共財（IPG）援助とMDBsの役割

- ・ サミットなどで呼びかけ⇒地球環境保全・感染症対策・知識の普及・紛争予防／復興支援など IPG 提供のため、ODA の 2～4 割を援助。我が国も相当の水準を達成。
- ・ しかし、公共財ゆえの「囚人のジレンマ」と「ただ乗り」→供給不足の懸念⇔IPG であっても、公共財の種類（タイプ・集計方法など）や制度（ゲーム構造や適切なインセンティブの付与）により供給量（援助額）を確保
- ・ 地球公共財（GPG）援助の例＝「GEF（地球環境ファシリティー）」
- ・ 地域公共財（RPG）援助の提供主体、RDBs 支援の例（GMS, PPP、補完的活動への融資主体）
- ・ 二国間援助機関：IPG 援助が自国の（狭義の）国益も増進する「結合生産財」となる→支援⇒MDBs の役割＝パレート効率性実現のための情報・交渉の場の提供、パートナーシップ形成支援、インセンティブ付与、効率性を考慮した資金提供

<参考>

1. 我が国から開発途上国に対する資金の流れの推移	…1
2. 2004年のDAC諸国のODA実績(暫定値)	…2
3. G7各国のODA実績の推移	…3
4. 日本のODA実績(ネットとグロス)	…4
5. 2004年ODA実績	…5
6. 2005年度ODA事業予算	…6
7. ODA予算・事業予算(ネット・グロス)の推移	…7
8. アナン事務総長報告	…8
9. ODAの0.7%目標に対する各国のスタンス	…9
10. 援助の質の向上	…10
11. ミレニアム開発目標	…11
12. G7各国のアフリカ(サハラ以南)向けODA実績	…12
13. 国際金融ファシリティ／国際税	…13
14. アフリカの民間セクター開発に関する 国際金融機関の役割強化について	…14
15. HIPCイニシアティブ	…15
16. HIPCイニシアティブ適用対象国	…16
17. MDBsを通じた経済協力の長所	…17
18. 国際的な援助潮流	…18. 19
19. CPIAの評価項目／結果計測システム指標	…20
20. IDAにおける債務持続可能性に基づいたグランと比率の判定	…21
21. IDA適格国(信号機システム)	…22

我が国から開発途上国に対する資金の流れの推移



(注1) ODA(Official Development Assistance): 政府開発援助

政府ないし政府の実施機関によって、開発途上国の経済開発及び福祉の促進に寄与する目的で供与される政府資金で、供与条件が譲許的(グラントエレメントが25%以上)なものが該当する。

(注2) OOF(Other Official Flows): その他政府資金

開発途上国への政府資金であっても、上記ODAの条件によりODAと認められないものや、開発プロジェクトに対するJ B I C国金勘定等(旧輸銀)の資金援助がこれにあたる。

(注3) PF(Private Flows): 民間資金

民間部門の資金で、開発途上国に対する証券投資等がこれにあたる。

2004年のDAC諸国のODA実績（暫定値）

実績額			
順位	国名	実績額 (億ドル)	シェア (%)
1	米国	190	24.2%
2	日本	89	11.3%
3	フランス	85	10.8%
4	英国	78	10.0%
5	ドイツ	75	9.5%
6	オランダ	42	5.4%
7	スウェーデン	27	3.4%
8	スペイン	25	3.2%
9	カナダ	25	3.2%
10	イタリア	25	3.2%
11	ノールウェー	22	2.8%
12	デンマーク	20	2.6%
13	オーストラリア	15	1.9%
14	ベルギー	15	1.8%
15	スイス	14	1.8%
16	ポルトガル	10	1.3%
17	オーストリア	7	0.9%
18	フィンランド	7	0.8%
19	アイルランド	6	0.7%
20	ギリシャ	5	0.6%
21	ルクセンブルグ	2	0.3%
22	ニュージーランド	2	0.3%
	DAC合計	786	100.0%

合計
65.8%

対GNI比			
順位	国名	対GNI比 (%)	シェア (%)
1	ノールウェー	0.87%	2.8%
2	ルクセンブルグ	0.85%	0.3%
3	デンマーク	0.84%	2.6%
4	スウェーデン	0.77%	3.4%
5	オランダ	0.74%	5.4%
6	ポルトガル	0.63%	1.3%
7	フランス	0.42%	10.8%
8	ベルギー	0.41%	1.8%
9	アイルランド	0.39%	0.7%
10	スイス	0.37%	1.8%
11	英国	0.36%	10.0%
12	フィンランド	0.35%	0.8%
13	ドイツ	0.28%	9.5%
14	カナダ	0.26%	3.2%
14	スペイン	0.26%	3.2%
16	オーストラリア	0.25%	1.9%
17	オーストリア	0.24%	0.9%
18	ギリシャ	0.23%	0.6%
18	ニュージーランド	0.23%	0.3%
20	日本	0.19%	11.3%
21	米国	0.16%	24.2%
22	イタリア	0.15%	3.2%
	DAC平均	0.25%	100.0%

過去20年のODA実績上位3か国

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
1	米	米	米	米	日	米	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	米	米	米	米
2	日	日	日	日	米	日	米	米	米	米	仏	米	米	米	米	米	日	日	日	日
3	仏	仏	仏	仏	仏	仏	仏	仏	仏	仏	独	独	仏	仏	仏	独	仏	仏	仏	仏

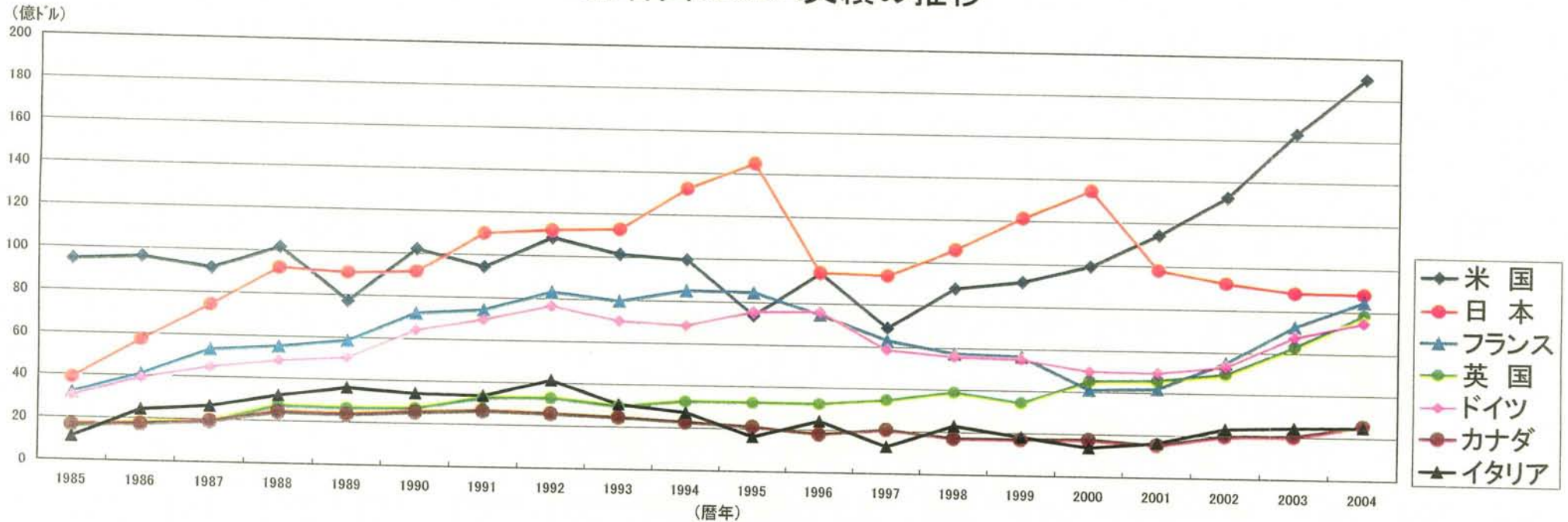
G7各国のODA実績の推移

	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
米 国	94	96	91	101	77	102	94	108	101	99	74	94	69	88	91	100	114	133	163	190
日 本	38	56	73	91	90	91	110	112	113	132	145	94	94	106	122	135	98	93	89	89
フ ラ ン ス	31	40	52	55	58	72	74	83	79	85	84	75	63	57	56	41	42	55	73	85
英 国	15	17	19	26	26	26	32	32	29	32	32	32	34	39	34	45	46	49	63	78
ド イ ツ	29	38	44	47	49	63	69	76	70	68	75	76	59	56	55	50	50	53	68	75
カ ナ ダ	16	17	19	23	23	25	26	25	24	23	21	18	20	17	17	17	15	20	20	25
イ タ リ ア	11	24	26	32	36	34	33	41	30	27	16	24	13	23	18	14	16	23	24	25

(単位:億ドル)

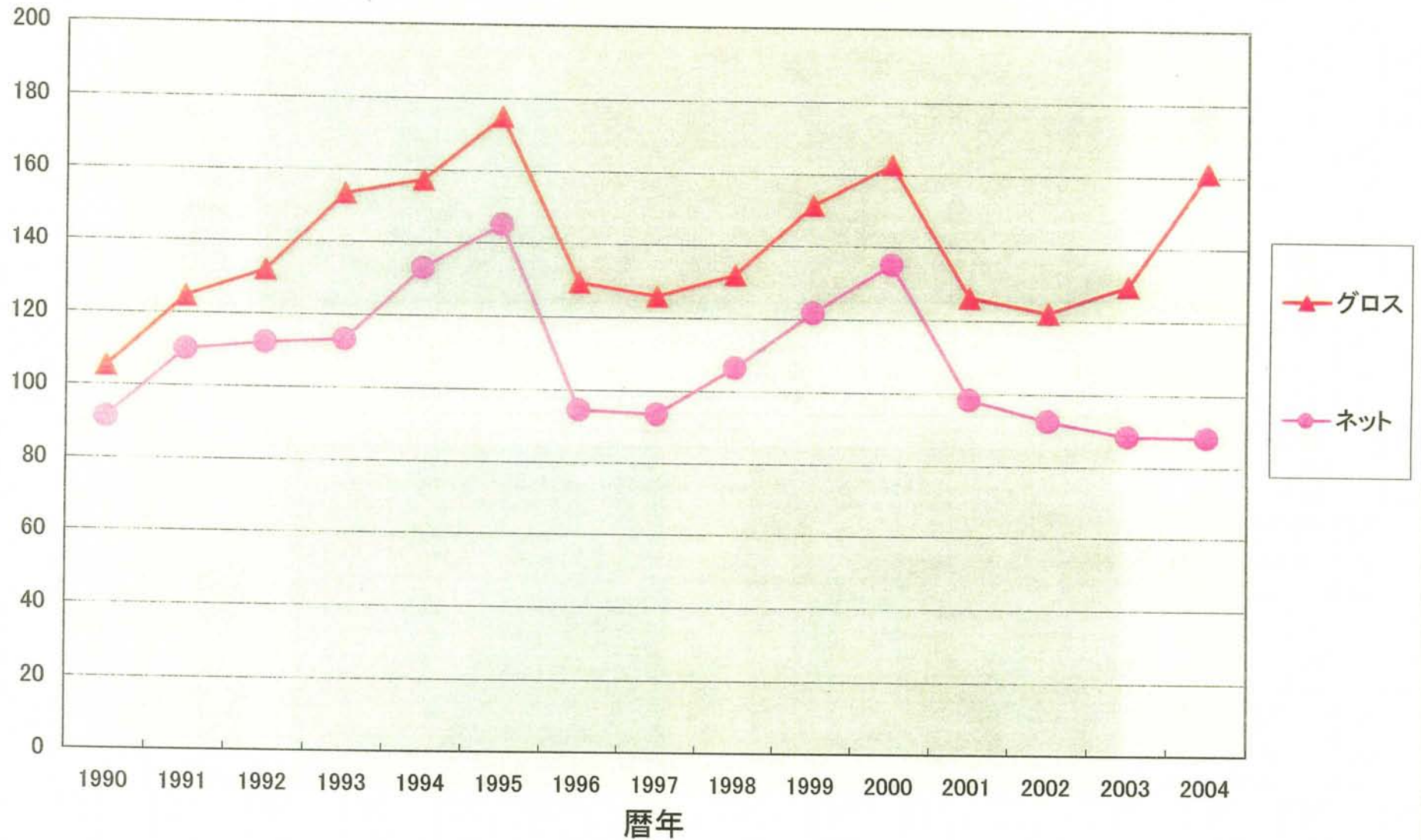
(出典) DACレポート等 (注1) 1991年及び1992年の米国の値は軍事債務救済を除く。(注2) 2004年は暫定値。

G7各国のODA実績の推移



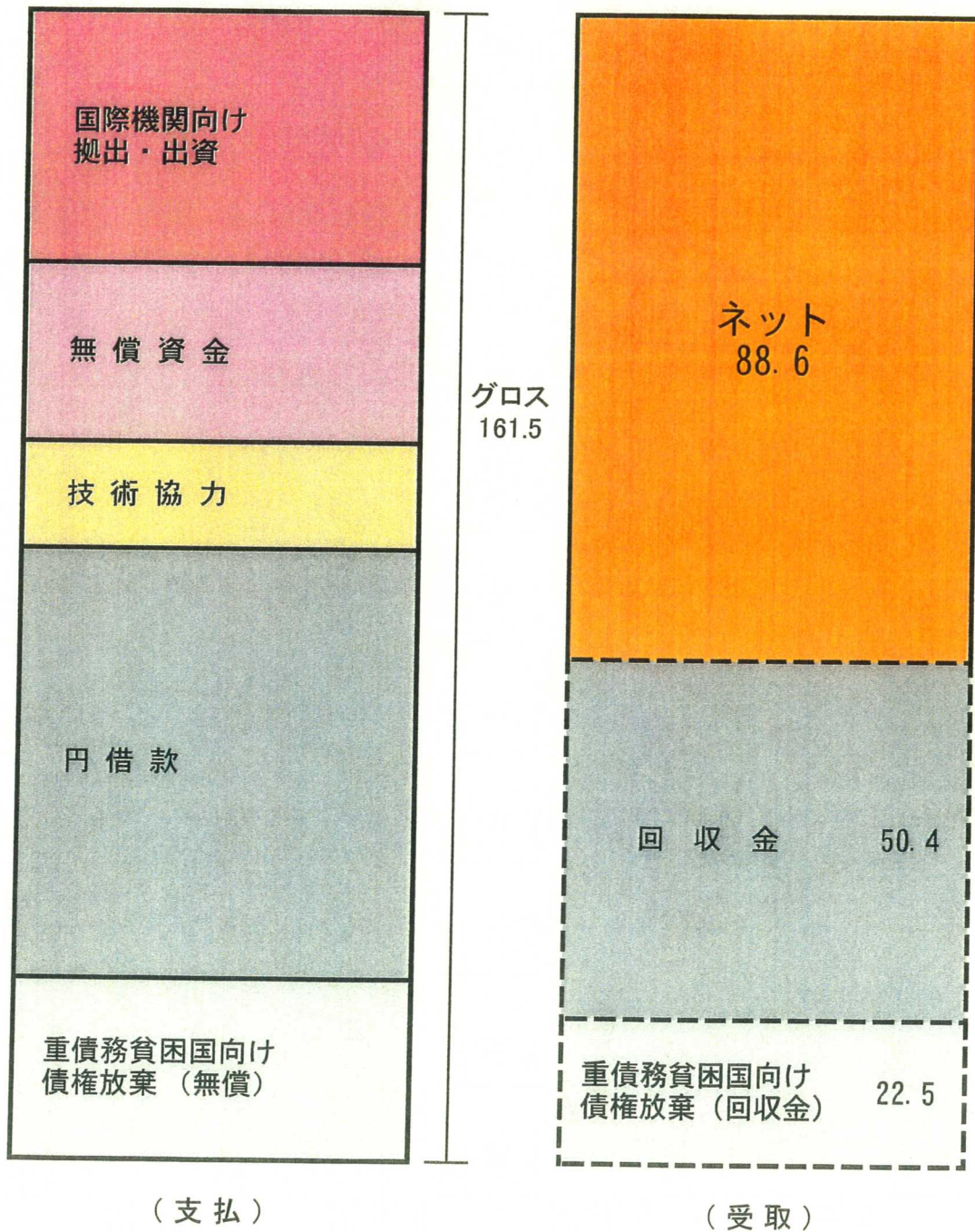
億ドル

日本のODA実績(ネットとグロス)



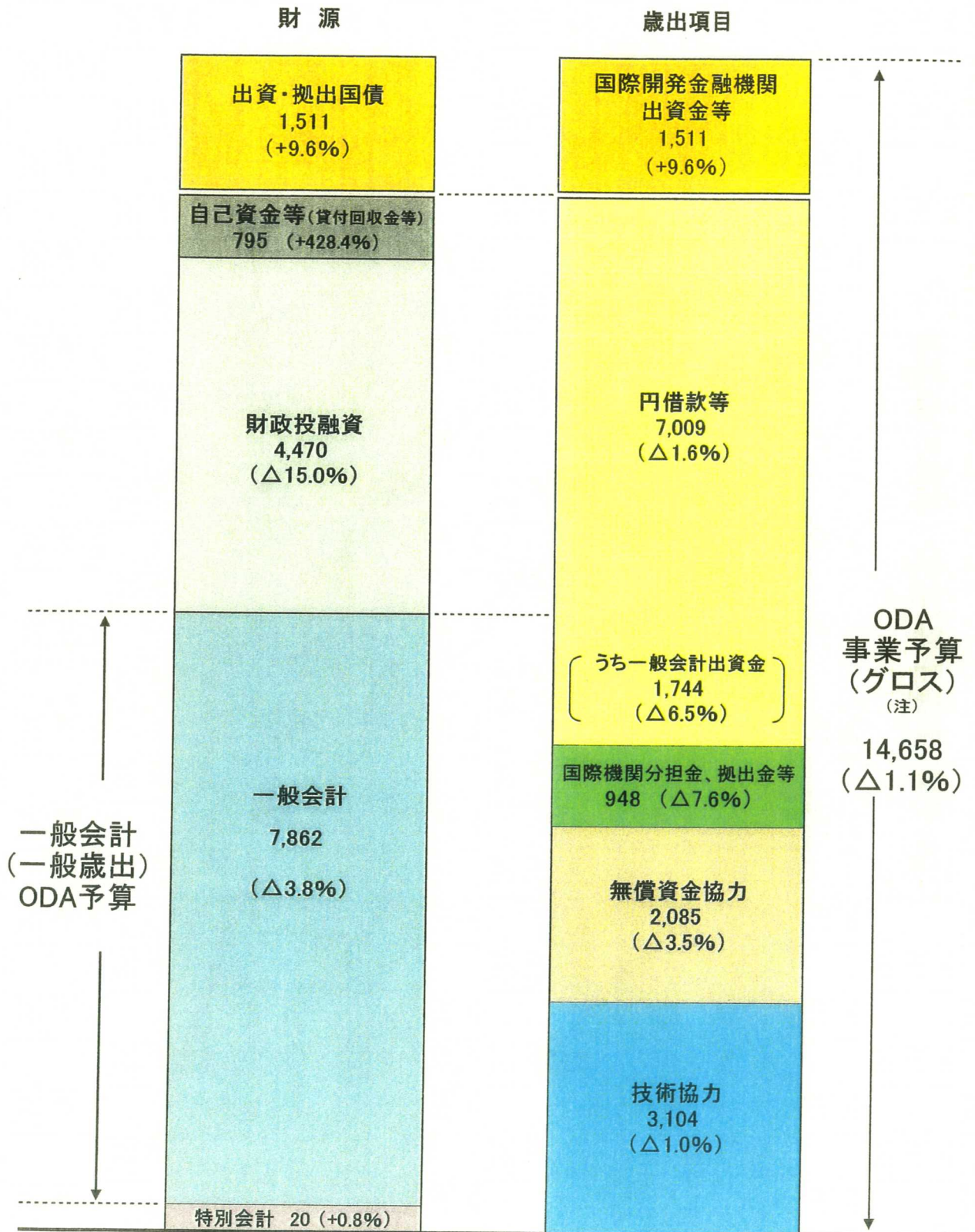
2004年ODA実績

(単位：億ドル)



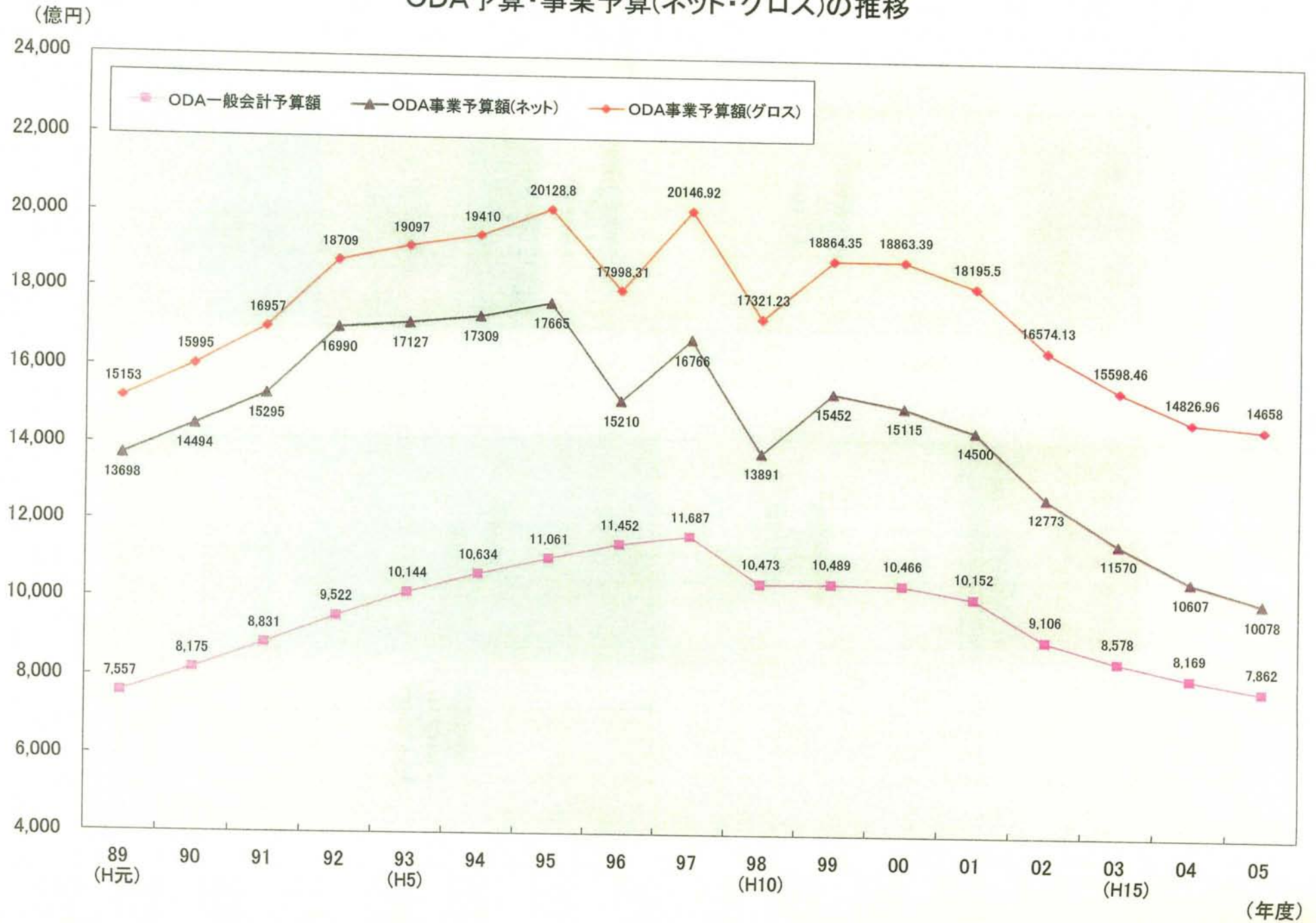
2005年度ODA事業予算

単位：億円、(%は対前年度比)



注) 国際ルール(DACルール)に基づく統計では、グロスのODA事業実績から、貸付回収金等の受取額を差し引いたネットのODA事業実績(暦年ベース)が日本のODAとして計上される。

ODA予算・事業予算(ネット・グロス)の推移



アナン事務総長報告

(2005年3月20日公表)

- 国連に対する、財政面、軍事面、外交面、特に国連予算に対する貢献、平和活動への参加、安全保障や開発の分野における国連の活動への貢献などの面で、国連に対し貢献する国の、意思決定への関与を増加させるべきである。先進国の中では、ODAの対GNI比0.7%の国際的に同意された水準を達成すること、又はそれに向けて相当な進展のあることが、貢献の重要な基準とみなされるべき。
- 遅くとも2015年までにODA対GNI比0.7%目標を達成するためのタイム・テーブルの策定をまだ行っていない先進国はこれを策定し、手始めに遅くとも2006年までに大幅に増加し、また2009年までに少なくとも0.5%を達成することが確保されるようにすべき。

(参考) G7各国のODA対GNI比の実績(2004年暫定値)

米※	日	独	仏※	英※	伊	加
0.16%	0.19%	0.28%	0.42%	0.36%	0.15%	0.26%

(※は常任理事国)

ODA の 0.7% 目標に対する各国のスタンス

		目標達成の意思表示	GNI 比 (2004 年)	将来見通しに関する最近の意思表示
米	無		0.16%	2006 年度迄にミレニアム挑戦会計を通じて 50% (50 億ドル) 増額。
日	有	目標期限：なし	0.19%	MDGs に寄与するため ODA の対 GNI 比 0.7% 目標の達成に向け引き続き努力する観点から、我が国にふさわしい十分な ODA の水準を確保していく。今後 3 年間でアフリカ向け ODA を倍増し、引き続きその中心を贈与 (grant aid) とする。 (2005 年 4 月 22 日表明)
EU			0.36%	EU 加盟国平均で、2006 年迄に 0.39% (全加盟国は最低でも 0.33%)、2010 年迄に 0.56%。
独	有	目標期限：なし	0.28%	2006 年迄に 0.33%。(注)
英	有	目標期限：2013 年(2004 年表明)	0.36%	2007 年度迄に 0.47%、この伸びを維持する方針 (2013 年に 0.7% となる見通し)。
仏	有	目標期限：2000 年(1980 年代迄に表明) 2012 年(2002 年表明)	0.42%	2007 年迄に 0.50%、2012 年迄に 0.70%。
加	有	目標期限：2000 年(1980 年代迄に表明)	0.26%	2010 年迄に倍増 (2001 年基準)。アフリカ向け支援を 2008 年迄に倍増 (2003 年基準)。
伊	有	目標期限：1990 年(1980 年代迄に表明)	0.15%	2006 年迄に 0.33%。

(注) 政府内で更なる目標設定を検討中。(独国連大使は総会演説(2005 年 4 月 7 日)にて「2006 年迄に GNI 比 0.35%、2010 年迄に 0.5% 迄 ODA を増加し、2014 年迄に 3 段階で 0.7% 目標を達成する」旨表明)

援助の質の向上

○国連開発資金国際会議（モンテレイ）（2002.3）

「ODA に対する支持を築くために、我々は、援助効果を向上させるために、国内的にも国際的にも、援助政策や開発戦略を一層改善するために協力する」（結論文書[モンテレイ・コンセンサス]より）

○第 1 回調和化ハイレベルフォーラム（2003.2）

「ローマ宣言」：援助効果を向上させるための諸原則の確認

- ①オーナーシップ： 貧困削減戦略策定等の被援助国の自主的な取組
- ②アラインメント： 公共財政管理等の行政能力向上等による被援助国と援助国の連携
- ③ハーモナイゼーション： 援助手続きの共通化等の援助国間の援助協調

○援助の成果重視に関するマラケシュ会合（2004.2）

被援助国及び援助国の双方が、援助プログラムの計画、執行、完了のすべての段階で援助の成果に注目して評価を行う等の原則を確認。

○第 2 回ハイレベルフォーラム（2005.3）

「パリ宣言」： 「ローマ宣言」及びマラケシュ会合の結果を踏まえ、援助国、被援助国双方の具体的な行動計画をとりまとめ、その進捗を評価するための数値目標が設けられている。

○我が国の行動計画（2005.3）

- ① プログラムをベースとした援助の強化（アラインメントの促進）
- ② 援助の実施手続きについて他の援助国との共有化（ハーモナイゼーションの促進）
- ③ 途上国の能力開発支援強化（オーナーシップ向上）

「ミレニアム開発目標」 (2000年9月の国連ミレニアム・サミット)

＜8つの目標と具体的数値目標例＞

目標1：貧困の削減	目標2：初等教育の普及
<p>1日1ドル未満で生活している人々 (%)</p> <p style="text-align: right;"> 目標達成の平均経路 1990-98年の実績 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1990～2015年で貧困（1日1ドル以下）人口割合を半減</p> </div>	<p>初等教育実質就学率 (%)</p> <p style="text-align: right;"> 目標達成の平均経路 1990-98年の実績 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2015年までに全児童が初等教育を修了</p> </div>
目標3：男女平等	目標4：乳幼児死亡率削減
<p>初等・中等教育における男生徒に対する女生徒の割合 (%)</p> <p style="text-align: right;"> 目標達成の平均経路 1990-99年の実績 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2005年までに初等・中等教育の男女格差を解消（2015年までに全ての教育レベルにおいて男女格差を解消）</p> </div>	<p>5歳未満乳幼児1,000人当たりの死亡数</p> <p style="text-align: right;"> 目標達成の平均経路 1990-99年の実績 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1990～2015年で乳幼児死亡率を2/3削減</p> </div>
目標5：妊産婦の健康改善	目標6：エイズ等の防止
<ul style="list-style-type: none"> ● 1990年～2015年で妊産婦死亡率を3/4低減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2015年までにエイズの拡大を食い止め、減少に転じさせる。
目標7：環境の持続可能性確保	目標8：世界的パートナーシップ
<p>安全な水にアクセスのある人口 (%)</p> <p style="text-align: right;"> 目標達成の平均経路 1990-2000年の実績 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>2015年までに安全な飲料水を利用できない人口割合を半減</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府開発援助（ODA）の増額 ● 市場へのアクセス拡大 ● 債務管理を通じた国の持続可能性強化

○ G7各国のアフリカ（サハラ以南）向けODA実績

(単位:億ドル)

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	94年～ 03年計
米国	15	11	6	8	7	9	11	14	24	46	151
日本	12	14	11	8	9	10	10	8	6	5	93
フランス	31	27	24	22	15	14	12	9	21	30	206
ドイツ	12	13	12	9	10	9	8	6	9	19	107
英国	6	6	6	6	8	8	11	11	10	14	88
イタリア	4	4	3	3	4	2	3	2	8	7	40
カナダ	3	3	3	2	3	2	2	2	4	5	27
G7計	82	76	66	58	57	55	56	53	81	126	712

(出典)DACプレスリリース、Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients等

国際金融ファシリティ (International Finance Facility)

(1) 概要

- 2015年までのミレニアム開発目標達成に必要とされる追加的な開発援助資金調達（年間500億ドル。年間ODA額と同程度）のため、英国ブラウン蔵相が設立を提案。
- IFFに対するドナー各国の長期的コミットメントを担保に、IFFが国際金融市場で債券を発行して資金を調達。調達した資金を既存の援助実施機関を通じてグラントで途上国に前倒しして供与。

(2) 問題点

- ① 長期コミットメントの予算制度上の問題
- ② ODAの前倒しによる将来のODA減少の問題

(3) 今後の動き

IFFのパイロット事業として、既存の機関を活用して、予防接種に分野を限定したIFF (IFFIm: IFF for Immunization) を立ち上げるべく作業が進んでいる。

国際税 (Global Taxation)

- ・ 国際金融取引
 - ・ 航空燃料
 - ・ 航空券
- } への課税 ⇒ ODA へ

アフリカの民間セクター開発に関する国際金融機関の役割強化について (日本提案)

趣 旨

1. ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成は国際社会全体が取り組むべき課題であり、アフリカ支援は、サミットの主要議題の一つ。
2. 我が国として、民間セクター育成、投資環境整備、クレジット・カルチャー育成を基本とする包括的な支援策を今後の議論の叩き台として提案し、G7、サミット等を通じ各国と協調して成案を得るべく各国に対して働きかけを行う。

提案の主要内容

1. アフリカの民間セクター開発・投資環境整備の促進

感染症対策や社会セクターへの無償資金供与、債務削減を中心とする現在のアフリカ支援の潮流であるが、アジアでの経験から、民間セクター育成を通じた支援も重要。

- ① アフリカ開発銀行に、中小企業育成、金融機関の能力強化、公共部門のガバナンス強化のための技術支援等を行う多数国の拠出による特別基金を設置。
- ② アフリカ開発銀行に、民間セクター育成・投資環境整備を支援するため、我が国の円借款を活用して、通常資本よりも譲許的な融資を行う特別枠を設ける。

2. クレジット・カルチャー育成のための国際金融機関における支援措置

HIPC の国際金融機関に対する債務について、英米は 100%削減することを提案しているが、我が国としては、クレジット・カルチャー保持の観点から、個別の国の状況によらずに一律に債務削減することは反対。

- ① 制度政策環境は良いが債務状況が悪いためにローンが活用できない国に対して、国際金融機関の債権を追加的に削減することにより、借入れ余力を設け、安定的にローンが活用できるようにする。
- ② IMF の低所得国に対する融資制度（貧困削減・成長ファシリティ (PRGF)）の資金規模を拡充するとともに、金利を無利子とする。

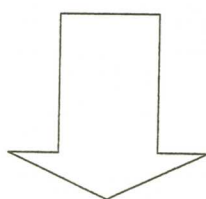
HIPC イニシアティブ

◎ HIPC = 重債務貧困国 (Heavily Indebted Poor Countries)

IMF、世銀が認定した 42 か国 (うちイニシアティブ
適用は 37 か国)

◎ HIPC イニシアティブ

- 主として二国間債務を持続可能な水準 (債務輸出比率 150%) まで引き下げる。G7 諸国は、ほとんどの公的債務 (ODA は 100%) を削減。
- 現在まで 27 か国に適用。
- 我が国の貢献は全債権国中最大 (G7 の約 4 分の 1)
これまでの債権放棄額 172 億ドル (うち我が国の放棄額は 22 億ドル)



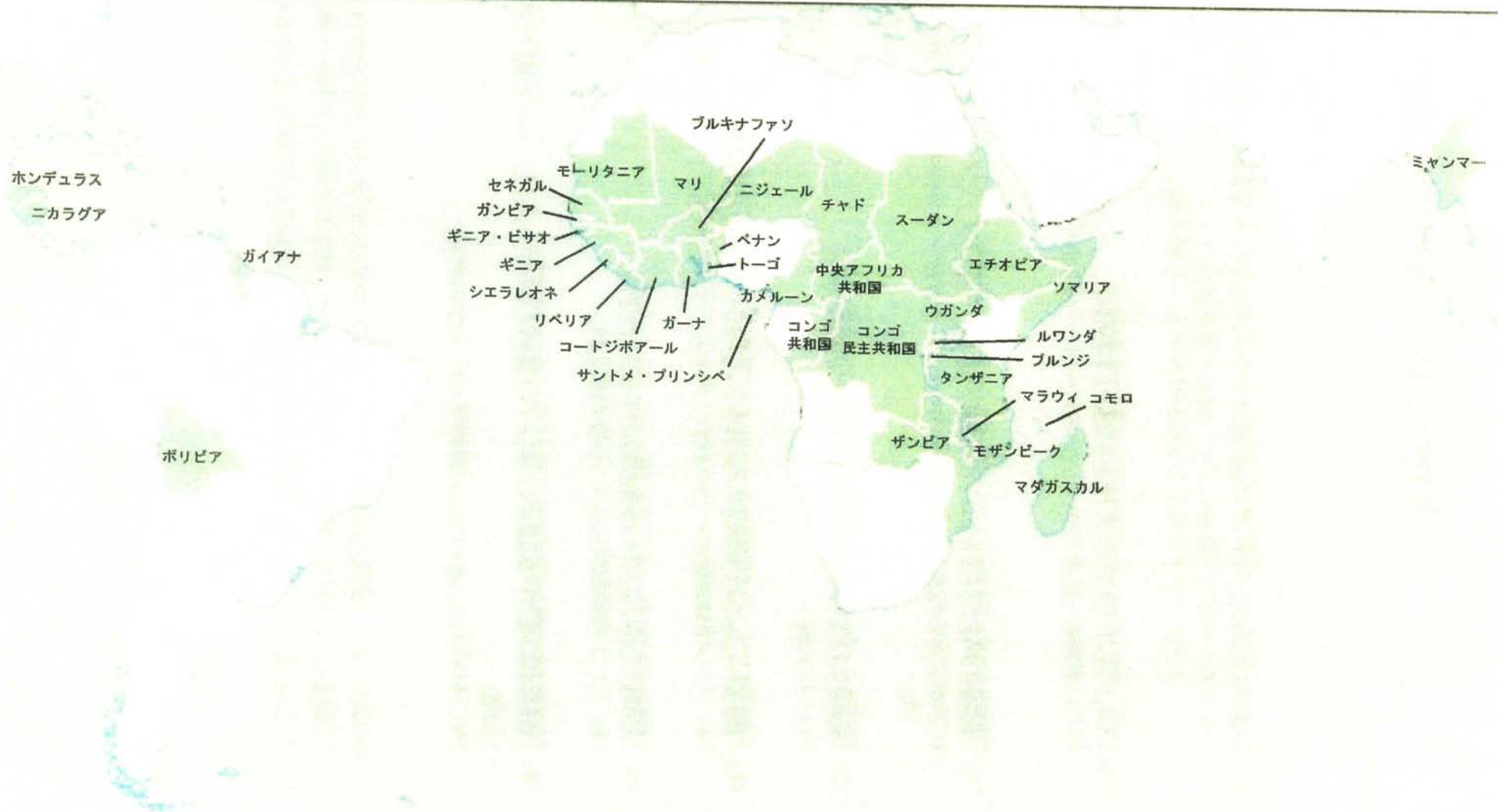
◎ マルチの債務をどうするか？

HIPC の債務 (2003 年末)

- 〔 ・バイ 約 558 ドル
- 〔 ・マルチ 約 696 ドル

HIPC イニシアティブ適用対象国

【債務維持可能な4か国（アンゴラ、イエメン、ケニア、ベトナム）、及び、
同イニシアティブの適用を求めないことを表明しているラオスを除く37か国】



MDBs を通じた経済協力の長所

- **豊富な経験、専門的知識を持った多数の人材及び広範な情報網**
例：環境、教育、運輸等に深い知識と実務経験を持ったプロフェッショナル・スタッフの存在
途上国・ドナー国政府や他の国際機関との情報交換
- **途上国に関する専門的な統計整備**
例：世界銀行による World Development Indicators の作成
- **客観的な見地からの政策対話・政策アドバイス**
例：構造改革の推進や公的財政管理といったガバナンスの改善など、制度政策課題への取組を慫慂
- **援助のための国際会議での調整役**
例：CG 会合
- **融資による規模が大きいプログラムの実施**
例：アジア開発銀行の 2004 年の 1 件あたり平均融資額は 83 百万ドル
- **国境をまたがる援助の円滑な実施。**
例：アジア開発銀行による GMS 諸国支援
- **協調融資や保証を通じた触媒機能により、途上国への民間資金流入を促進**
例：MIGA によるベトナム発電所案件への投資保証

MDBs は、融資と政策アドバイスを組み合わせた総合的な開発援助機関として機能しており、IMF と並び、マクロ経済や構造調整に関する MDBs のプログラムは、各国の二国間支援に対して重要な基礎的な枠組みを提供。

国際的な援助潮流 ～MDBsの支援を中心に～

1. 支援対象国（クライアント）の分類に応じた支援

各MDBsでは、一人当たり国民所得（GNI）、信用力、政治的・経済状況（紛争による影響等）をもとに、支援対象国を分類し、譲許的資金のみを供与する国や、低所得～中所得国、LICUS国（切迫した状況にある低所得国）等に対して、それぞれのニーズに応じた支援を実施。

2. 成長に基づく貧困削減の重要性

(1) 効率的・効果的な社会的サービス・デリバリー

- 持続的貧困削減のためには、保健、医療、教育といった社会的サービス・デリバリーの質・量の拡充が重要。

(2) 投資環境の改善及びインフラ整備の重要性

- 保健・教育などの社会セクターに配慮することは重要であるが、貧困削減の根本は、持続的な成長であり、その成長の源泉は民間セクター。
- 持続的経済成長実現のためには、民間セクター育成・強化を図るとともに、投資環境の改善とインフラの整備への取組みが重要。
- IDA第14次増資においても、以下の3点につき合意。
 - ① インフラ・プロジェクトへのコミットメントの大幅な増加が必要。
 - ② 民間セクター育成・強化を図るため、投資環境評価の質量両面における改善を求めるとともに、その結果を国別援助戦略や個別のプロジェクトに反映させることが必要。
 - ③ 市場に立脚した形での中小・零細企業支援に取り組むことを求めるとともに、インフラ・社会サービスの提供における民間参加を促す仕組みの再検討を懇願。

(3) 公的財政管理を含むガバナンスの重要性

- インフラ・プロジェクト等を実施していく上で、公的財政管理がきちんと行われること、また、司法制度の整備並びに民間活動を妨げないようなルールの（rule of law）が確立されていることが大前提。適切な公的財政管理を含むガバナンス強化により、外からの投資を促進しつつ、長期的には持続可能な成長へつなげていくことが重要。
- 国別援助戦略、開発政策融資（PRSC等）でこれらをフォローしていく必要あり。

3. 包括的な戦略策定と支援のアラインメントの重要性

- 途上国が自主性（オーナーシップ）をもって参加型の下で策定した包括的な貧困削減戦略に対して、二国間ドナー・国際機関は支援をアラインさせてい

くことが重要。

- 貧困削減戦略へのアラインメントを図る上で、ドナー間の協調・調和化の促進が重要。そうした観点から、特定の国や地域をテーマとした二国間ドナーと国際機関との政策対話を促進すべき。

(我が国の例)

①2005年3月：日本政府、世界銀行、アジア開発銀行によるカンボジア及びラオス支援に関する政策対話の実施

②2004年4、6、7月：日本政府とアジア開発銀行によるメコン地域支援に関する政策対話を実施

③2004年6月：世界銀行ウォルフエンソン総裁来日に併せ、世界銀行マネジメントと財務省関係者との開発一般及び東南アジア諸国支援に関する政策協議を実施

4. 現地化 (decentralization) の推進

- 貧困削減戦略と二国間ドナー・国際機関の支援をアラインさせるには、現地レベルでの関係者間のコーディネーションが求められ、出先機関への権限委譲・現地化が必要。

⇒世界銀行は、ウォルフエンソン総裁の下、現地化を強力に推進。

5. 結果重視マネジメント・援助効果の結果計測システムの強化

- 包括的な戦略策定に伴い、結果重視国別支援戦略 (Result-based CAS) の定着が必要。
- 開発効果を適切に測定するため、結果計測システムの強化が必要。

⇒IDA第14次増資では、①貧困人口の割合、初等教育完了率、電化率等14の指標の国別モニタリング、②国毎の開発成果へのIDAの貢献度合いのモニタリングを懲憑。

6. 資金配分における Performance-Base Allocation (PBA) 制度

- 援助資金が有効に活用されるには、援助の受け手である途上国側における良好な制度・政策環境が整っていることが前提。
- このような考えに基づき、その援助資金の国別配分において政策・制度環境の良好度 (パフォーマンス) に応じて人口一人当たりの援助資金を配分するPBA制度を採用。制度・政策環境のパフォーマンスは、CPIA (国別政策・制度評価) をベースに判断。

7. 債務持続性分析に基づくグラント供与 (詳細は後述)

- IDA第14次増資では、各国の債務持続性分析に基づきグラント供与適格性を判定することに合意。
- 債務持続性分析において、その国の制度・政策環境の強弱に応じた債務指標 (債務-輸出比率等) に係る閾値を設定し、その閾値からの乖離率に応じてグラント比率を決定する枠組みを採用。

C P I A の評価項目

A. 経済運営	
1.	マクロ経済運営
2.	財政政策
3.	債務管理
B. 構造政策	
4.	貿易
5.	金融セクター
6.	ビジネス規制環境 (Business Regulatory Environment)
C. 社会的一体性・公正のための政策	
7.	ジェンダー
8.	公的資源使用の公平度
9.	人的資源の構築
10.	社会的保護と労働
11.	環境の持続可能性のための政策及び制度
D. 公的部門の運営・制度	
12.	財産権とルールに基づくガバナンス
13.	予算・財政運営の質
14.	歳入動員の効率性
15.	行政機構の質
16.	公的部門における透明性、説明責任、汚職

I D A 第 1 4 次増資で合意した 結果計測システムに採用される 1 4 の指標

指標
1. 1 日当たり 1 ドル未満で生活する人口比率
2. 5 歳未満の幼児の死亡率
3. 15～24 歳の女性の HIV 感染率
4. 医師又は助産婦の立会う出産
5. 初・中等教育の男女比
6. 初等教育修了率
7. 飲料水へのアクセス率
8. 千人当たりの固定・携帯電話普及率
9. 起業コスト
10. 起業所要時間
11. 公共支出管理
12. 一人当たり GDP
13. 通年使用可能な道路へのアクセス
14. 電化率

IDAにおける債務持続可能性に基づいたグラント比率の判定

ステップ1: 制度政策環境による国の分類

CPIAに応じて各国の制度政策環境を強中弱の3つに分類

強	中	弱
$CPIA \geq 3.75$	$3.75 > CPIA > 3.25$	$3.25 \geq CPIA$

ステップ2: 基準値の決定

制度政策環境の良い国には高い基準値を適用

強	中	弱
(ストック指標) 債務/GDP比率: 50% 債務/輸出比率: 200% (フロー指標) 債務支払/輸出比率: 25%	(ストック指標) 債務/GDP比率: 40% 債務/輸出比率: 150% (フロー指標) 債務支払/輸出比率: 20%	(ストック指標) 債務/GDP比率: 30% 債務/輸出比率: 100% (フロー指標) 債務支払/輸出比率: 15%

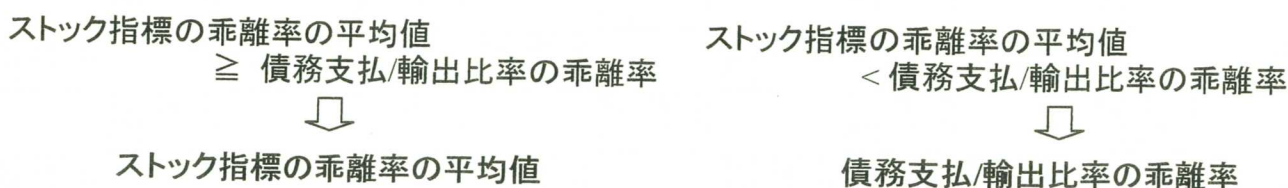
ステップ3: 基準値からの乖離率の計算

3つの指標について、各国の指標と基準値との乖離率を計算

- (例1) 制度政策環境: 強 債務/輸出比率: 250% 乖離率 = $(250\% - 200\%) / 200\% = 25\%$
(例2) 制度政策環境: 中 債務/GDP比率: 30% 乖離率 = $(30\% - 40\%) / 40\% = -25\%$

ステップ4: グラント比率の判定に用いる乖離率の選定

2つのストック指標の乖離率の平均値とフロー指標の乖離率のうち、より保守的な指標を選定



ステップ5: グラント比率の決定

選定された乖離率の大きさに応じて各国の債務持続可能性を判定し、グラント比率を決定

グラント比率: 100%	グラント比率: 50%	グラント比率: 0%
乖離率 $\geq +10\%$	$+10\% > \text{乖離率} > -10\%$	$-10\% \geq \text{乖離率}$

IDA適格国 (2004年7月現在)

ブレンド国 (15ヶ国)

国名	1人当たり GNI
アゼルバイジャン	810
インド	530
インドネシア	810
ウズベキスタン	420
グレナダ	3,790
ジンバブエ	NA
セルビア・モンテネグロ	1,910
セントビンセントおよびグレナディーン諸国	3,300
セントルシア	4,050
ドミニカ共和国	3,360
ナイジェリア	320
パキスタン	470
バブアニューギニア	510
ボスニア・ヘルツェゴビナ	1,540
ボリビア	890

(注1)色分けはIDA14における信号機システムに基づくもの。
 (正式な色分けはCPIAの確定を待って決定される)
 赤:100%グラント、黄:50%グラント/50%ローン、青:100%ローン
 (注2)ブレンド国は信号機の色にかかわらず、100%ローン。

IDA-only国 (66ヶ国)

国名	1人当たり GNI
アフガニスタン	n.a.
アルバニア	1,740
アルメニア	950
アンゴラ	740
イエメン	520
ウガンダ	240
エチオピア	90
エリトリア	190
ガーナ	320
ガイアナ	900
カーボヴェルデ	1,490
カメルーン	640
ガンビア	310
カンボジア	310
ギニア	430
ギニアビサウ	140
キリバス	880
キルギス共和国	330
グルジア	930
ケニア	390
コートジボアール	660
コモロ	450
コンゴ共和国	640
コンゴ民主共和国	100
サモア	1,600
サントメ・プリンシペ	320
ザンビア	380
シエラレオネ	150
ジブチ	910
スーダン	460
スリランカ	930
セネガル	550
ソマリア	n.a.
ソロモン諸島	600
タジキスタン	190
タンザニア	290
チャド	250
中央アフリカ共和国	260
トーゴ	310
トンガ	1,490
ニカラグア	730
ニジェール	200
ネパール	240
ハイチ	380
バヌアツ	1,180
バングラデシュ	400
東チモール	430
ブータン	660
ブルキナファソ	300
ブルンジ	100
ベトナム	480
ベナン	440
ホンジュラス	970
マダガスカル	290
マラウイ	170
マリ	290
ミャンマー	n.a.
モーリタニア	430
モザンビーク	210
モルディブ	2,300
モルドバ	590
モンゴル	480
ラオス人民民主共和国	320
リベリア	130
ルワンダ	220
レソト	590

- 1人当たりGNIは世銀アトラス方式(2003年米ドル)
- FY04のIDA適格基準 (IDA eligibility)
 - 歴史的基準 (historical ceiling) 1,465ドル
 - 実際の基準 (operational cutoff) 895ドル
- 出所: The World Bank Operational Manual OP 3.10